

45号

地独新小市病公示第~~197~~号

平成 27年 11月 30日

公 示

地方独立行政法人新小山市市民病院における入院セット導入に伴い、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人新小山市市民病院
理 事 長 島 田 和 幸

実 施 要 項

1 実施目的

地方独立行政法人新小山市市民病院入院セット提供業務について、事業者には業務を委託するにあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

地方独立行政法人新小山市市民病院入院セット提供業務

(2) 内容

利用者の負担を軽減すべく、入院時に用意していただく寝巻やタオルなどの生活用品を適切な方法で提供する業務を委託する。なお、詳細は「入院セット提供業務基本仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成31年 3月 31日まで

3 担当部署

〒323-0028 栃木県小山市若木町一丁目1番5号

地方独立行政法人新小山市市民病院

事務部経理課 用度係 杉山

TEL 0285-21-3810 内線 252

FAX 0285-21-3801

E-Mail mi.sugiyama@hospital.oyama.tochigi.jp

4 全体スケジュール

公示日	平成27年11月30日	
手続に係る質問受付期限	平成27年12月3日	
手続に係る質問回答日	平成27年12月4日	
参加申込期限	平成27年12月 4日 7日	
参加資格審査結果通知日	平成27年12月8日	
企画提案書に係る質問受付期限	平成27年12月11日	
企画提案書に係る質問回答日	平成27年12月14日	
企画提案書提出期限	平成27年12月16日	
プレゼンテーション及びヒアリング	平成27年12月18日	
審査結果通知日	平成27年12月21日	

5 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人新小山市市民病院契約規程（平成25年4月1日規程第51号。以下「契約規程」という。）第4条第1項に規定する者に該当していない者及び同条第4項の規定に基づく栃木県及び小山市並びに栃木県内市町の指名停止等の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、アにあっては、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除き、イ（ア）にあっては、会社の一方が更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 資本関係

(ア) 親会社（会社法第2条第4項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係に有る場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係に有る場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) ~~パンフレット作成業務~~入院セット提供業務等について、医療機関での作成実績が十分にあること。

（中規模以上の病院での実績が有ればなお可）

(7) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容を十分に理解した上で、企画提案に参加できること。

6 参加申込み

プロポーザル参加申請者は、次の通り参加表明書等を提出し、プロポーザル参加資格の審査を受けなければならない。なお、期間内に申請書の提出がない場合は、プロポーザルに参加することができない。

(1) 申請書類の入手方法

地方独立行政法人新小山市市民病院ホームページ (<http://www.hospital-oyama.jp/>) 内の「入札情報」からダウンロードすること。

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 受託実績書（様式任意）

ウ イを証する契約書の写し（頭書部分のみで可）

エ 小山市物品購入等入札参加資格者名簿（平成27・28年度）に登載が為されていることが判る資料の写し

オ エを提出することが出来ない者は、上記ア～ウの書類に加えて下記の書類

も提出すること。

① 国税及び地方税の納税証明書（コピー可。直前1年分）

i 国税の未納がない証明書

法人税、消費税：様式その3の3

ii 地方税の納税証明書（または未納のない証明書）

市町村民税（東京23区は法人住民税）

※本店で申請する場合は、本店所在地の納税証明、支店・営業所等で登録する場合は、支店・営業所所在地の納税証明

② 登記事項証明書

（コピー可。申請日基準で発行日より3カ月以内のもの）

③ 印鑑証明書

（コピー可。申請日基準で発行日より3カ月以内のもの）

④ 誓約書（様式第2号）

（登記上の商号及び代表者の役職名・氏名を記入ください）

⑤ 委任状（様式第3号・参加申請用）

（本社から支店・営業所等へ入札、契約等の権限を委任する場合にのみ提出すること）

⑥ 使用印鑑届（様式第4号）

（支店長・営業所長等で申請する場合、及び契約・請求等において実印をしない場合に提出すること。）

⑦ 会社概要書（パンフレット可）

⑧ 財務諸表（直近決算時のもの）

(3) 提出期間

公示の日から平成27年12月~~4日(金)~~7日(月)まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前9時から午後5時まで）

(4) 提出場所

3. と同じ。

(5) 提出方法

持参が望ましいが、郵送も可能とする。（郵送の場合は時間必着）

(6) その他

本案件はプロポーザル競技であるが、参加資格審査については、入札行為に準じた取扱いを行う。

7 参加資格審査結果通知

(1) 参加資格は提出された書類により審査し、その結果は平成27年12月~~7日(月)~~8日(火)に参加資格審査確認通知書（様式第5号）により通知（FAXならびにE-Mail）する。

(2) 参加資格がないと認定された者には、(1)の通知書にその理由を付すものと

する。

- (3) 参加申請の際に6.(2)オ①～⑧を提出し、参加資格が有ると認定された場合、この当院の認定により小山市の入札参加資格も同時に得られるものではないことに注意すること。

爾後、小山市の入札参加を希望する者は、本案件の参加申請とは別に、小山市において入札参加申請を行うこと。

8 質問の受付及び回答

- (1) プロポーザルに係る内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 参加手続に関すること

① 受付期間

公示日から平成27年12月4日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

② 受付場所

3と同じ

③ 受付方法

質問書(様式第5号)を、FAX又はE-mailにより提出すること。

④ 回答予定日

平成27年12月7日(月)時間未定

⑤ その他

早急に回答・周知をする必要が有る場合は、可及的速やかに回答を行う。

イ 企画提案書に関すること

① 受付期間

公示日から平成27年12月11日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

② 受付場所

3と同じ

③ 受付方法

質問書(様式第2号)を、FAX又はE-mailにより提出すること。

④ 回答予定日

平成27年12月14日(月)時間未定

⑤ その他

早急に回答・周知をする必要が有る場合は、可及的速やかに回答を行う。

- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、すべて当院のホームページへ掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。なお、ホームページアドレスは6(1)と同じ。

※仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については提案書等の提出前に必ず確認を行うこと。

- (3) 誠意をもって回答をするが、プロポーザルに関係のない質問、悪意のある質問および極めて専門的な質問で回答が困難なものについては、回答しない。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

平成27年12月8日(火)から平成27年12月16日(水)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、提出期限後に提出する企画提案書等は無効とする。

(2) 提出書類

- ア 企画提案書
- イ 入院セット見本
- イ 参考見積書(様式任意)

(2) 態様

様式任意

(3) 提出部数

ア、イ、ウともに10部

(4) 提出場所

3と同じ

(5) 提出方法

持参に限る。

(6) その他

提出された参考見積書は、評価資料とするが、本プロポーザルに係る契約金額算定上の根拠となるものではない。

10 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案書の審査は、地方独立行政法人新小山市市民病院プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) プレゼンテーション日程等

ア 日時

平成27年12月18日(金)

詳細時刻は、資格審査結果の通知後、追って通知する。

イ 場所

栃木県小山市若木町一丁目1番5号

地方独立行政法人新小山市市民病院 別館2階会議室

「プロポーザル会場案内図」を参照とすること。

ウ 次第

- ・入室及び準備
- ・企画提案書に基づくプレゼンテーション

- ・ 質疑応答
- ・ 片づけ及び退室
- ・ 提案者交代

エ その他

- ・ プロジェクター、マイク、電源タップ、PCバッテリー、レーザーポインター、ホワイトボードは当院が用意する。
- ・ パソコン（ノート型に限る）は各自持参すること。
- ・ パソコンの起動時間は所要時間に含めない。
- ・ 出席者の人数は、5名程度までとする。
- ・ 控室を用意するが、自社プレゼンテーション時の控室の占有は厳禁とする。
- ・ 当業務を担当する予定のスタッフの参加を必須とする。

1 1 審査

(1) 審査方法

企画提案評価方式によるものとする。参加者から提出された提案内容、過去の実績、能力等が明示された書類、当該委託業務内容のヒアリングにより、その適正を総合的に判断し、受託業者を選定する。

(2) 審査結果

上記審査方法により審査を行ない、最も高得点を獲得した事業者を受託候補者として選定する。

審査結果は、平成27年12月21日（月）にFAXにより提案者へ通知する。

(3) 審査は非公開とする。また、審査に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 次の事由に該当する場合は失格とし、審査の対象としない。

- ア 提出期限内に書類が提出されない場合
- イ 提出書類に不備が有る場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載が有る場合
- エ プレゼンテーションに出席しない場合

1 2 契約の締結

受託候補者は、地方独立行政法人新小山市市民病院入院セット提供業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とする。

(2) 契約の条件

内容については優先交渉権者と十分な協議を行い、締結する。

(3) 契約保証金

契約締結日までに、1年度の支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、地方独立行政法人新小山市市民病院契約規程（平成25年4月1日規程第51号）第30条第1項第1号または第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.3 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書は提出期間後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。
- (7) 公募に参加しようとする者は、本件に関して、審査委員に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

1.4 照会先

3と同様。